

景観配慮協議結果通知書

鎌都景第 1517-2 号
令和2年（2020年）3月2日

須藤 浩平 様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

| | |
|--------------------------|---|
| 景観協議番号 | 第 31-33 号 |
| 土地利用類型 の 名 称 | 旧市街地の住宅地 |
| 景 観 地 区 | <input checked="" type="checkbox"/> 内（ 旧市街地の住宅地 ） <input type="checkbox"/> 外 |
| 行 為 の 場 所 （ 地 名 地 番 ） | 鎌倉市材木座五丁目977番23 |
| 行 為 の 種 類 | 建 築 物 <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 |
| | 開 発 <input checked="" type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 |
| 特 定 地 区 | <input type="checkbox"/> 内（ <input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区 ） <input checked="" type="checkbox"/> 外 |
| 協 議 事 項 | <p><地区の特性・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・別荘地・避暑地として発展してきた由緒ある住宅地である。 ・比較的敷地規模が大きく、ゆとりのある戸建住宅が立地している。 <p><景観形成基準に係る協議内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の屋根、外壁は基準内の色彩である。 ・駐車場は通りから見えるが、前面を緑化により修景している。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解したうえで計画されているものである。</p> |
| 備 考 | |